

保険料基準額の算定及び所得段階別保険料表 (案・暫定値)

(注) 保険料基準額の算定及び保険料(年額)は、現段階のサービ見込み量から算出した暫定値です。暫定値には、「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映しています。

なお、今後、介護報酬の改定や介護給付費準備基金取崩額等により保険料基準額及び保険料(年額)が変更となる可能性があります。

保険料基準額の算出式

平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第 1 号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

図表 保険料基準額の算定

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
標準給付費見込額 (①)	7,220,815	7,422,275	8,079,588	22,722,678
地域支援事業費 (②)	189,816	537,983	573,795	1,301,594
第 1 号被保険者負担分及び 調整交付金相当額 (③ = ((①+②) × 22%) + (① × 5%))	1,991,379	2,122,371	2,307,724	6,421,474
調整交付金見込額 (④ = ① × 各年度交付割合)	18,052	54,183	97,763	169,998
財政安定化基金拠出金見込額※1 (⑤ = (①+②) × %)				
介護給付費準備基金取崩額 (⑥)				未 定
第 6 期保険料収納必要額 (⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)				6,251,476
予定保険料収納率 (⑧)	99.30%			
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (⑨)	34,093 人	35,067 人	35,947 人	105,108 人
年額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)				59,896 円
月額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)				4,991 円

※1 財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができる。

(注) 保険料基準額の算定は、現段階のサービ見込み量から算出した暫定値です。今後、介護報酬の改定や介護給付費準備基金取崩額等により変更となる可能性があります。

保険料段階

(1) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

第5期計画期間の区分(実質9段階)			基準額に対する割合
第1段階	住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		×0.5
第2段階	本人を含め世帯全員が 住民税非課税	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下	×0.5
特例 第3段階		(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超え、120万円以下	×0.65
第3段階		(公的年金収入+合計所得金額)が120万円を超える	×0.75
特例 第4段階	本人が住民税非課税で、 世帯の中に住民税課税 者がいる	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下	×0.9
第4段階 (基準)		(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超える	×1.0
第5段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満	×1.15
第6段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	×1.25
第7段階		合計所得金額が190万円以上400万円未満	×1.5
第8段階		合計所得金額が400万円以上800万円未満	×1.75
第9段階		合計所得金額が800万円以上	×2.0



第6期計画期間の区分(実質13段階)			基準額に対する割合
第1段階	住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 (公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下		×0.3 ※
第2段階	本人を含め世帯全員が 住民税非課税	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超え、120万円以下	×0.5 ※
第3段階		(公的年金収入+合計所得金額)が120万円を超える	×0.7 ※
第4段階	本人が住民税非課税で、 世帯の中に住民税課税 者がいる	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下	×0.9
第5段階 (基準)		(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超える	×1.0
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	×1.2
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	×1.3
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	×1.5
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	×1.6
第10段階		合計所得金額が400万円以上800万円未満	×1.75
第11段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	×2.0
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	×2.2
第13段階		合計所得金額が1,200万円以上	×2.4

※第1段階～第3段階の割合は「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映後の割合。
 ※第4段階以上の割合と合計所得金額の区分は、現時点での案で、今後、平成27年3月の生駒市議会での審議を経て決定します。

(2) 所得段階別第1号被保険者の保険料

各所得段階別の年額の保険料は次のようになります。

第6期計画期間の区分(実質13段階)		基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 (公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下	※基準額 ×0.3	17,967円
第2段階	本人を含め世帯全員が市民税非課税	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超え、120万円以下	※基準額 ×0.5
第3段階		(公的年金収入+合計所得金額)が120万円を超える	※基準額 ×0.7
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下	基準額 ×0.9
第5段階 (基準額)		(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超える	基準額 ×1.0
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額 ×1.3
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額 ×1.5
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額 ×1.6
第10段階		合計所得金額が400万円以上800万円未満	基準額 ×1.75
第11段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.0
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.2
第13段階		合計所得金額が1,200万円以上	基準額 ×2.4

※第1段階～第3段階の割合は「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映後の割合。

(注) 保険料(年額)の算定は、現段階のサービ見込み量から算出した暫定値です。今後、介護報酬の改定や介護給付費準備基金取崩額等により変更となる可能性があります。